

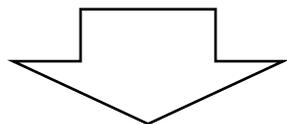
医療の確保、検疫、学校・保育施設 等の臨時休業の要請等に関する運 用指針(改定版)

平成21年6月19日 厚生労働省

1. 基本的考え方

[諸外国の患者発生状況]

- 感染者数は増加、特に南半球において増加が著しい。
- 6月12日(日本時間)、WHOは、WHOフェーズ分類を6とし、世界的なまん延状況にあると宣言。
- WHOは加盟国に対し、①引き続きの警戒と、②社会的経済的混乱を招かないよう柔軟な対応を求めている。

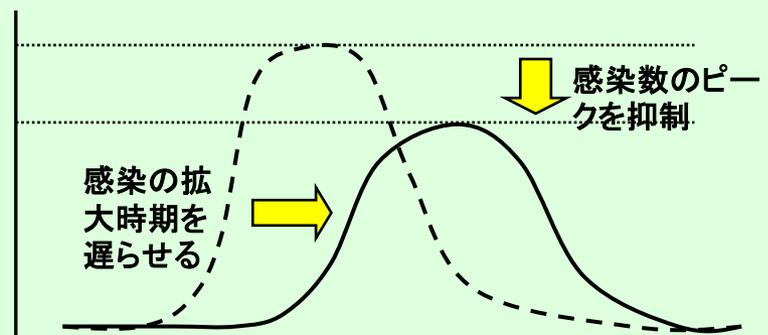


[我が国の患者発生の見通し]

- 海外からの感染者の流入を止めることはできず、今後とも、患者発生が続くと考えられる。
- 一部に原因が特定できない散发事例が発生、秋冬に向けていつ全国的かつ大規模な患者増加を見てもおかしくない状況。
- 基礎疾患を有する者等で重症患者が増加する可能性があり、これに対応することが必要。

[基本的考え方] ~秋冬に向けて国内での患者数の大幅な増加が起こりうるという観点に立ちつつ、以下の方向を目指す

- ① 患者数の急激で大規模な増加をできるだけ抑制・緩和し、社会活動の停滞や医療供給への影響を低減



- ② 医療機関の負担を可能な限り減らし、重症患者に対する適切な医療を提供
- ③ 患者の把握については、個々の発生例ではなく、患者数の大幅増の端緒等を探知し、対策につなげる
- ④ 現時点を準備期間と位置付け、秋冬の社会的混乱が最小限となるよう体制整備



① 重症患者数の増加に対応できる病床の確保と重症患者の救命を最優先とする医療提供体制の整備

② 院内感染対策の徹底等による基礎疾患を有する者等の感染防止対策の強化

③ 感染拡大及びウイルスの性状変化を早期に探知するサーベイランス

④ 感染の急速な拡大と大規模かつ一斉の流行を抑制・緩和するための公衆衛生対策

2. 地域における対応について

(1) 発生患者と濃厚接触者への対応

○ 患者

→ 入院措置ではなく、外出を自粛し、自宅で療養

○ 基礎疾患を有する者等

→ ・ 早期から抗インフルエンザウィルス薬の投与
・ 重症化するおそれがある者については優先的にPCR検査を実施し、入院治療を考慮

○ 学校等の集団で複数の患者が確認された場合

→ 必要に応じ積極的疫学調査

○ 医療従事者・初動対処要員等(基礎疾患有り)

→ ・ ウィルス暴露の場合は予防投与
・ 感染の可能性が高くなければ職務継続可能

(2) 医療体制

基礎疾患を有する者等*が感染した場合には重症化する可能性が高まるため、院内感染対策を徹底してこれらの者を守ることを周知。

現行の体制

今後の体制

外来部門

【少数地域】 渡航歴・接触歴がある者でインフルエンザ様症状が見られる場合には、発熱相談センターに電話で相談、必要に応じて発熱外来を受診

【増加地域】 対応可能な一般の医療機関においても、患者を診療

- ・必要に応じて発熱相談センターは患者に医療機関を紹介
- ・原則として全ての一般医療機関において外来診療を行う
- ・院内感染対策を徹底し、基礎疾患を有する者等の感染を防止
- ・自宅で療養する患者に対し必要な情報提供等を行う
- ・医療機関以外に設置する発熱外来の必要性は、都道府県等が地域の特性により検討

入院部門

【少数地域】 原則として入院措置を実施する(感染症指定医療機関等)

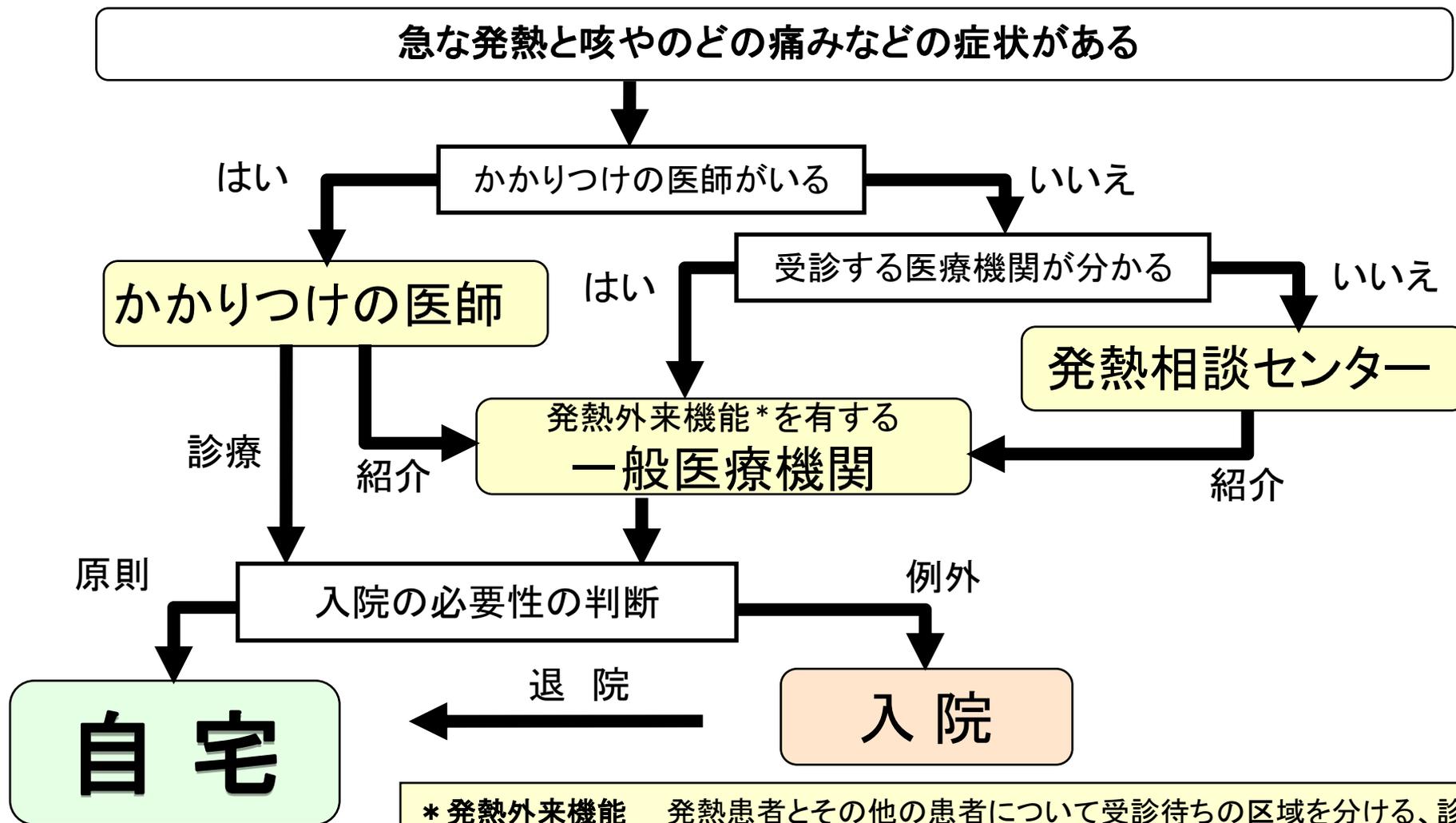
【増加地域】 一般病院においても重症者のための病床を確保

- ・原則として入院措置は実施しない
- ・感染症指定医療機関以外においても入院を受入れ
- ・院内感染防止に配慮した病床の利用に努力
- ・診療を行わない医療機関を検討(透析病院、産科病院等)

* 基礎疾患を有する者等 妊婦、幼児、高齢者、慢性呼吸器疾患・慢性心疾患・代謝性疾患(糖尿病等)・腎機能障害・免疫機能不全(ステロイド全身投与等)等を有しており、治療経過や管理の状況等を勘案して医師により重症化のリスクが高いと判断される者等。

(2) 医療体制

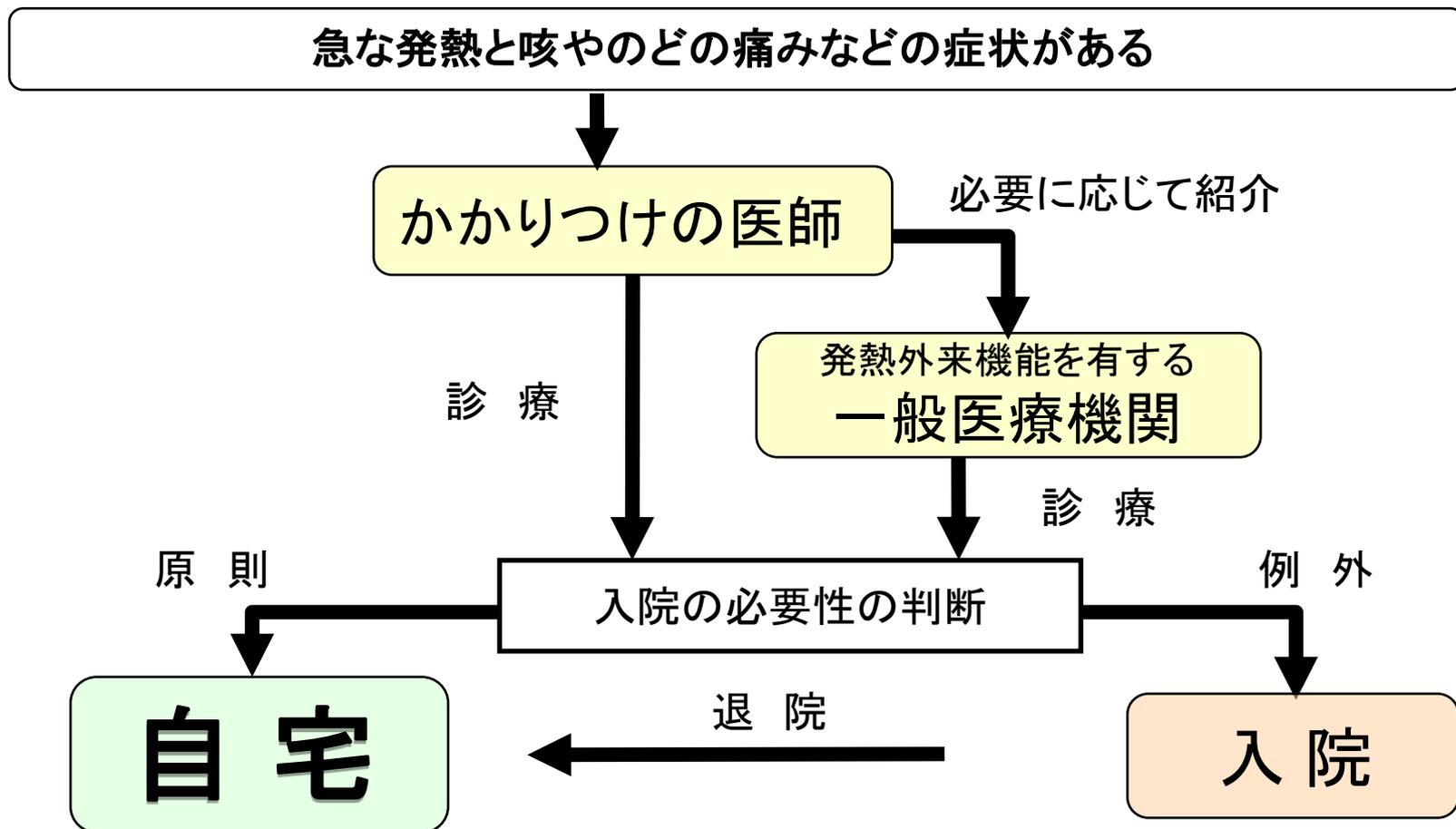
発熱患者の受診の流れ(基礎疾患を有する者等でない場合)



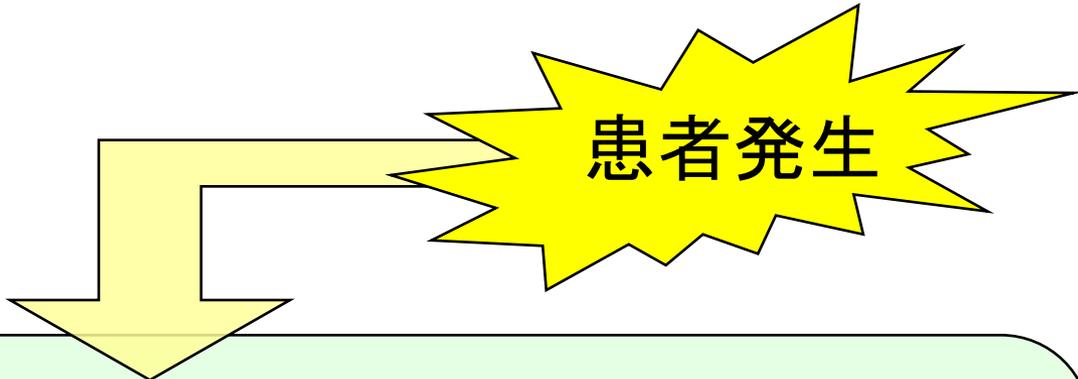
*発熱外来機能 発熱患者とその他の患者について受診待ちの区域を分ける、診療時間を分けるなど、院内感染対策を強化した外来機能のこと。

(2) 医療体制

発熱患者の受診の流れ(基礎疾患を有する者等の場合)



(3) 学校・保育施設等



患者発生

○ 学校・保育施設等

→ 都道府県等は必要に応じ、臨時休業を要請。

※ 感染拡大防止のため特に必要があれば、広域での臨時休業の要請が可能。

○ 大学

→ 都道府県等は感染拡大の速度を遅らせるための運営方法の工夫を要請。

3. サーベイランスの着実な実施

～目的を明確化し、的確な対応へとつなげるサーベイランスの実施

目的

国内外に新型インフルエンザの患者が多数確認されている現況を踏まえ、感染の一定の発生は避けられないことを前提としつつ、以下の2点を可能な限り早期に察知。

- ① 個人の感染の発生ではなく、集団における患者発生
- ② 病原性の変化

現状

(1) 感染拡大の早期探知

○個人単位での感染を早期に探知し、全数を把握(疫学情報を加味)

○学校等の休業状況の把握

(2) 重症化及びウイルスの性状変化の監視

○全数を把握し、個々の患者の治療経過を把握

(3) 全体の発生動向の的確な把握

○インフルエンザ患者数(新型および季節性)の把握

(約5000の定点医療機関)

今後

より現実的で効果的な方式への転換

○集団での感染を早期に探知し、感染状況を的確に把握

迅速化

○学校等の休業状況の迅速な把握

重点化

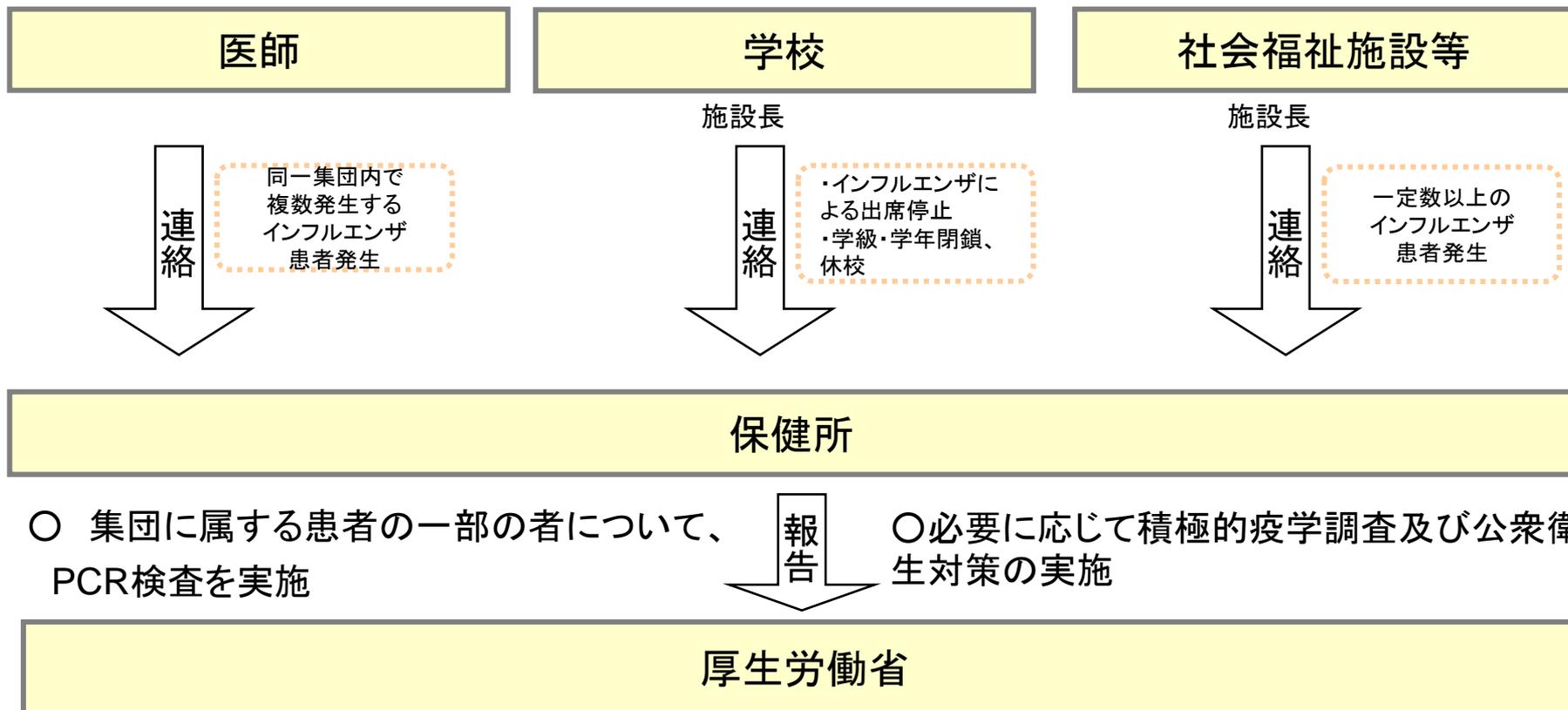
○入院患者(重症者)の数を把握

○新型インフルエンザウイルスの変異の解析(約500の病原体定点医療機関)

集団発生を把握するためのサーベイランスの着実な実施

複数のルートから、同一の集団における一定数以上のインフルエンザ患者(疑われる者も含む)を把握し、保健所への連絡を徹底し、PCR検査等により新型インフルエンザの集団発生を早期に探知。

連絡・必要な対応の徹底



4. 検疫

項目	現 行	変更後
呼びかけ ・健康カード	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>まん延国からの航空機</u>については、機内で有症者に申し出るよう<u>呼びかけ</u> ・ <u>全入国者に健康カード配布</u>（健康管理、発症時の発熱相談センターへの連絡を周知徹底） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>全入国者に対し、検疫ブースの前で呼びかけを実施</u> ・ <u>全入国者に対し、事後的に症状を自己確認できるよう改訂した健康カードを配布</u>（発症した場合には一般の医療機関を受診するよう周知徹底）
PCR検査	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>迅速診断キットで陽性等の場合に、PCR検査を実施</u> ・ <u>結果判明まで有症者は医療機関にて待機</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>有症者には、原則、PCR検査は実施せず、マスク着用等を行った上で帰宅</u> ・ <u>同一旅程の集団で複数の有症者の場合、PCR検査を実施し、陽性的場合、本人へ連絡し、医療機関の受診勧奨</u>
濃厚接触者の健康監視	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>全便機内ですべての乗客に健康状態質問票を配布し、検疫ブースにて回収</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>上記有症者以外の同一旅程の者について、当該自治体に情報提供</u>

5. 更なる変化に備えて

- 秋冬に向けて、患者数が大きく増加した場合の準備とともに、対応の更なる検討が必要。

具体的には・・・

- 入院医療 → 重症者に限定した入院医療の提供など

- サーベイランス

- ・ 感染拡大の早期探知の取組を停止
 - ・ 定点医療機関における発生動向の把握等に特化
 - ・ 病原体サーベイランスにより病原性・薬剤耐性変化を把握

- ウイルスの性状変化により病原性の増大や薬剤耐性の獲得が生じた場合

本運用指針の見直しを検討